

ときわ公園インフルエンサー実施要綱

1 目的

SNS を活用した情報発信事業の一環として、ときわ公園インフルエンサー（以下「インフルエンサー」という。）を活用し、ときわ公園公式 Facebook・Instagram・Twitter（以下「公式 SNS」という。）の記事をインフルエンサーが自身の SNS にシェアまたはリポストまたはリツイート（以下「シェア等」という。）し、ときわ公園の情報について積極的に情報発信することにより、ときわ公園の活性化につなげることを目的とする。

2 募集期間

令和 3 年 7 月 15 日（木）～令和 3 年 7 月 28 日（水）

3 募集人数

50 人

※応募者多数の場合はフォロワー数の多い方から順に決定します。

（募集人員に満たない場合は、追加募集する場合があります。）

4 応募条件

以下に全て当てはまる人

- ・令和 3 年 4 月 1 日時点で満 16 歳以上（未成年の方は保護者の同意を得た方）
- ・市内に在住または在勤・在学している人、宇部市に住んでいたことのある人、ときわ公園に愛着を持っている人
- ・応募時に、Facebook、Instagram、Twitter のいずれかのフォロワー数が 100 人以上のアカウントを有していること
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと

5 特典

お礼の品を贈呈します（令和 4 年 3 月送付予定）

※ただし、本特典はインフルエンサーの決定に対するものではなく、以下「8 活動内容」に記載の内容にご協力いただいた場合に限りです。

6 インフルエンサーの決定

令和 3 年 7 月下旬

7 活動期間

令和 3 年 8 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日（予定）

8 活動内容

- ・公式 SNS をフォローする。
- ・活動期間において、公式 SNS の投稿をシェア等、もしくはときわ公園の情報について情報発信する。(シェア等した記事を削除される場合は、できるだけ多くの方に情報が届くよう、2 か月以上期間をおいてから削除をお願いします。)

9 禁止事項

シェア等及び情報発信にあたり、以下の行為を禁止します。

- ・公式 SNS の運営を妨げる行為
- ・公序良俗に反する行為
- ・他人に不快感を与えるまたは誹謗・中傷する行為
- ・他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- ・他人のプライバシー権または肖像権を侵害する行為
- ・その他、宇部市が運営に際して不適切と判断する行為

10 免責事項及びその他

- ・本事業を通じてインフルエンサーに生じた一切のトラブル・損害等について、いかなる責任も負いません。
- ・本実施要綱に同意いただいた場合のみご応募ください。
- ・本実施要綱については、インフルエンサーに事前通知することなく変更等する場合があります。
- ・「9 禁止事項」に該当すると宇部市が判断した投稿については削除します。
- ・SNS を活用した情報発信にかかるインターネット接続料や通信費等は、インフルエンサーの負担となります。
- ・インフルエンサーの個人情報は、本運営にのみ利用するもので、同意なしに第三者に開示・提供することはありません。
- ・発信回数など、簡単なアンケートをお願いすることがあります。